

健康保険の被扶養者からはずすとき

被扶養者に該当しなくなるとき

被扶養者の資格を失ったときは、ただちに届け出を

被扶養者としていったん登録されたあと、時間の経過とともに生活・生計状況が変化して、健康保険の被扶養者の資格を失うことがあります。

例えば、被扶養者であった人の就職、結婚、別居、死亡などの場合です。「健康保険に加入する人」(P.40参照)にみられる被扶養者の要件が欠けた場合は、被扶養者から除く手続きをとらなければなりません。ただちに健保組合へ届け出てください。

例えばこんなとき

就職したとき 収入が増えたとき

子供や妻などの被扶養者が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者としての認定要件をみとさない場合などは、被扶養者からはずれます。



※1週の所定労働時間および1月の労働日数が常時雇用者の3/4以上ある場合はその事業所の被保険者となります。また、3/4未満でも従業員数101人以上の会社(100人以下でも労使の合意に基づく場合は該当)で働く短時間労働者で「1週の所定労働時間20時間以上」「勤務期間2か月を超えて見込まれること」「月額賃金8.8万円以上」「学生ではない」を全て満たす場合は、その事業所の被保険者となります。(令和6年10月以降、従業員数の要件が51人以上に変更されます。)

※一部例外あり

別居したとき

被保険者と同居していなければ被扶養者として認められない人(「健康保険に加入する人」P.40参照)は、別居によって被扶養者からはずれます。



結婚したとき

被扶養者が結婚したときは、結婚相手の被扶養者になります。



75歳(一定の障害がある方は65歳)になったとき

後期高齢者医療制度の創設により、被保険者や被扶養者が75歳(一定の障害がある方は65歳)になったときは資格を失い、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。(P.72参照)

※後期高齢者医療制度の対象者となる被保険者に74歳(一定の障害がある方は64歳)以下の被扶養者がいる場合、被扶養者も加入資格を失いますので、資格喪失後75歳(一定の障害がある方は65歳)になるまでは、国民健康保険など他の医療保険に加入する必要があります。

死亡したとき

喪失日は亡くなられた日の翌日



手続き

「被扶養者異動届」に、対象となる被扶養者の被保険者証を添付して会社(人事部門)経由で健保組合へ提出してください。(就職が理由の場合は、新しい保険証のコピーを添付してください。)収入減により就業先の健保を抜ける場合は、資格喪失証明書を添付してください。被扶養者が死亡した場合は、家族埋葬料が支給されますので、「埋葬料(費)支給申請書」などの提出も必要です。

「被扶養者(異動)届」→ P.80

「埋葬料(費)・付加金支給申請書」→ P.87